

議案第155号

水道管の漏水事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

水道管の漏水事故による損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月19日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

別表のとおり

2 事件の概要

令和5年1月22日午後10時40分から午後11時までの間、別表損害賠償の相手方の欄記載の者がそれぞれ所有する普通乗用自動車が、市内東区和白東一丁目6番33号付近の市道を走行中、当該市道に埋設された水道管からの漏水により路面が陥没していたため、当該箇所に車輪が落ち込み、それぞれの車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月16日

福岡市長 高 鳥 宗 一 郎

別表

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
██ ████████████████	円 270,666
██ ████████████████	588,000